

ませんので申告が必要です Ð 2月中に税務署へ相談および また、株の損益通算に 、申告をしなければ適用されまた、株の損益通算について

告されることをお勧め

します。

が

いる場合には、障害者控除

and the second

年間の合計額が正しく計算され、

がい者や寝たきり高や音いご対象配偶者や扶養親族に、障 内容 納税者本人またはその控除 ■手続き \mathcal{O} 査します)

が受けることができます ■対象者

対 タ

「象者認定書」の交付を受け

る必要があり

ます

②6カ月以上寝たきり状態で、 1 どの交付を受けている人 精神障害者保健福祉手帳な 身体障害者手帳、療育手帳、

③身体障害者手帳などの を受けていないが、精神ま 食事や排せつなどに支障が ある状態の人

めには、原則として医師の発つ代の医療費控除を受けるたの高齢者などが使用するおお おむつ代の医療費控除 内容 確定申告の際に、寝たき は、原則として医師の発の医療費控除を受けるた齢者などが使用するおむ

ŋ

必要となります。 が必要です。 うとする人は、医師の ※初めて医療費控除を受け 、ださ なお、手続きは 日は発行できません V 1 年ごとに 証明

書

よ

どを持参してくださ

N

①の人は申告の際に手帳な

②または③の人は保健セ

町で発行する障害者控除 認

で、事前に申請をしてください。 請内容を確認後、郵送で交付 定書とおむつ使用確認書は、 ■問い合わせ先 ます。即日交付はできませんの 申 L

7

1



農振除外の手続きは、 ①農用地区域外に代替する土 農振除外手続き ⑤土地改良事業などの土地基 ③農用地区域内における効率 ②農用地区域の農業上の効率 完了 盤整備事業が行われた場合、 それがないこと 及ぼすおそれがないこと 農用地の利用集積に支障を 営む者 (認定農業者など)の的かつ安定的な農業経営を 的で総合的な利用に支障を 8年を経過していること 及ぼすおそれがないこと した翌年度か ら数えて 。受付期林

るのは、令和4年4月以降の予の目的で転用する手続きができめられた場合、農地を農地以外 で、あらかじめごてま、こうりょうで、あらかじめごてまい場合があります。 間と提出書類は次のとおりです。 定となります。 振除外ができません。今後5年 り、今後5年間は原則として農地域整備計画の見直しが始ま を済ませてください は、5月21日(金)までに手続き の間に農地転用の予定がある人 できません ■原則、今後5年間は農振除外 また、場所によっては農振除 今回の見直しで農振除外が認 受付期間を過ぎると農業振興 ▽提出書類 ▽手続きの受付期間 ④事業計画の概要が分か 3月15日(月)~5月21日(金) ⑤求積図(分筆が必要で、 ③位置図(申請地の ②土地の登記事項証明書 ①農用地利用 配置図など 設計書(平面図、立面図等) 課に備え付け) 図、住宅地図など) 及び公図 つ完了してい 書·事業計画書(農林振興 自宅の状況が分かる地 計 E画変更申 ない場合) ます 位置 か の る Þ

レストラン

2月の

イチオシ!

■農振除外できる土地

場合に限り、農振除外をするこ

振興課で受け

付けます。

あらかじめご了承くださ

V

次のすべての要件を満たした

呼んでいます。

のことを一般的に「農振除外」と

必要になります

この「農用地区域

から \mathcal{O} 除外」

【特集】税の申告が始まります

重 申告にかかる注意事項	いします。(1年間のれているか帳簿の確
1対象行政区などの日に都合の	必ず計算してくださ
つかない場合は、対象行政区	5収支内訳の作成や申
など以外の日に申告すること	て不明な点がありま
も可能ですが、対象行政区な	申告期間前に最寄り
どの人を優先的に受け付けす	および役場税務課へ
ることになりますのでご了承	相談ください。
21申告は原則として、申告皆本ください。	土地や建物、株の売留
人が行わなければなりませ	土地建物や、株の売日
ん。やむを得ない事情により	対する税金は、分離課
代理の人 (ご家族)が申告され	て他の所得と区分して
る場合は、申告について説明	す。土地家屋を国など
できるよう、事前に内容を確	業に対して売った場合
認した上で申告するようにし	告をしなければ特別控
てくぞさい。	ヒまなりません。

ください。	の認定調査資料などを基に審	阿昌子托哆	
がありますのでお問い合わせ	認定者であること(介護保険		別控除の対象
認書で控除が受けられる場合	※②、③については介護保険	書」を交付します。	場合でも、申
書に代えて、町が発行する確	に該当する人)	づき「障害者控除対象者認定	などの公共事
年目以降の人」は医師の証明	身体の障がいが一定の基準	に当てはまる人に、申請に基	して計算しま
の医療費控除を受けるのが2	に準ずる人(認知症および	しません)のうち、一定の要件	離課税といっ
認定を受けており、おむつ代	害者手帳の交付される要件	(要支援1・2の認定者は該当	の売買などに
ただし「介護保険の要介護	の程度が療育手帳や身体障	護1~5に認定されている人	
要です。	歳以上の人で、その障がい	ない65歳以上の高齢者で要介	の売買など
行するおむつ使用証明書が必	たは身体に障がいのある65	障害者手帳などを持ってい	
			課へ事前にご
にてして	言 才 招 版 文 多 才 認 気 書 に て し て	随言者招防	寄りの税務署
こうへこ			りましたら、
和予して	オリ	ロバノジョニュート	や申告につい
の党务とり	こし	要?ー 養刃心 ビ シ ジナ	ださい)
			間の合計額を
			の確認をお願